

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行

(当日が休日のときは、その翌日とする)

## 目 次

◇教委規則 現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(高等学校課)

### 教育委員会規則

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成七年十二月二十六日

鳥取県教育委員会委員長 大 石

徹

#### 鳥取県教育委員会規則第十八号

現業職員の給与に関する規則の一部を改正する規則

現業職員の給与に関する規則(昭和三十二年十一月鳥取県教育委員会規則第九号)の一部を次のように改正する。

第二条の二第二項中「給料月額に百分の三を乗じて得た額と」を削り、「額との合計額に、「を」調整基本額に」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一(第一系関係)

### 現 業 職 給 料 表

職務の級 号	給料月額			
	1 級	2 級	3 級	4 級
1	119,700	215,200	258,900	309,800
2	123,400	223,300	267,300	319,600
3	127,000	231,600	275,800	329,500
4	130,500	240,300	284,300	339,400
5	133,600	249,100	292,700	349,200
6	137,900	257,600	301,100	358,900
7	142,400	275,800	307,000	368,500
8	147,400	284,300	316,400	377,800
9	153,100	292,700	325,800	386,800
10	159,000	301,100	335,400	394,000
11	165,000	307,000	345,200	403,900
12	175,600	316,400	354,900	413,800
13	182,500	325,800	364,500	423,300
14	188,200	335,400	373,800	430,700
15	193,200	345,200	382,100	437,700
16	202,900	354,900	388,800	442,300
17	210,200	364,500	395,200	446,800
18	218,000	373,800	401,600	451,100
19	225,700	382,100	407,800	455,000
20	232,900	388,800	413,200	458,800
21	249,100	395,200	417,800	
22	257,600	399,600	422,300	
23	265,900	403,900	426,400	
24	274,200	408,100	430,300	
25	282,300	412,300	434,000	
26	292,700	416,200		
27	301,100	419,900		
28	309,400	423,500		
29	317,600			
30	325,500			

31	333,400
32	341,000
33	347,200
34	353,000
35	358,100
36	362,300
37	366,200
38	369,800
39	372,900
40	376,000
41	379,200
42	382,300
43	385,100
44	387,900

別表第一の三を次のように改める。

別表第一の三(第二条の二関係)

調 整 基 本 額 表

職務の級	調 整 基 本 額
1 級	10,200円。ただし、1号給から11号給まで 5,100円 12号給から15号給まで 6,500円 16号給から20号給まで 8,500円 21号給から25号給まで 9,800円
2 級	10,800円。ただし、1号給 9,684円 2号給から6号給まで 9,800円 7号給から10号給まで 10,200円
3 級	11,200円。ただし、1号給から6号給まで 10,200円 7号給から17号給まで 10,800円
4 級	11,900円。ただし、1号給から9号給まで 11,200円

附 則

(施行期日等)

- この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条の二第二項及び別表第一の三の改正規定並びに附則第五項及び第六項の規定は、平成八年一月一日から施行する。
- この規則(前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第四項において同じ。)による改正後の現業職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成七年四月一日から適用する。
- 平成七年四月一日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額は、切替日の前日におけるその者の給料月額に対応する附則別表の新給料月額欄に定める給料月額とし、これを受ける期間に通算されることとなる期間は、教育委員会が定める。(切替期間における異動者の号給等)
- 切替日からこの規則の施行の日の前日までの間において、この規則による改正前の現業職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、教育委員会の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、教育委員会が定める。(経過措置)
- 現に受ける職務の級及び号給の給料月額(以下「現に受ける給料月額」という。)(現に受ける給料月額が現に受ける職務の級及び号給の平成八年一月一日において適用される給料月額(以下「基準日の対応給料月額」という。))を超えている場合は、現に受ける給料月額と基準日の対応給料月額との差額の二分の一を現に受ける給料月額から減じた額)及び改正後の規則第二条の二第二項の規定により算出した額の合計額(以下「改正後の仮定給料の月額」という。))が、基準日の対応給料月額及び基準日の対応給料月額を算出の基礎として改正前の規則第二条の二第二項を適用したとき

に得られる額の合計額（以下「改正前の仮定給料の月額」という。）に達しない職員  
の給料の調整額は、改正後の規則第二条の二第二項の規定にかかわらず、同項の規定  
により算出した額に改正前の仮定給料の月額と改正後の仮定給料の月額との差額を加  
えた額とする。

6 現に受ける給料月額が職務の級の最高の号給を超える職員の給料の調整額に関する  
経過措置は、教育委員会が定める。

（給与の内払）

7 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支  
給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（その他）

8 附則第三項から前項までに定めるものほか、この規則の施行に関し必要な事項は、  
教育委員会が定める。

附則別表

最高号給を超える給料月額の切替表

1 級		2 級		3 級		4 級	
旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円	旧給料月額 円	新給料月額 円
388,900	390,700	425,200	427,100	435,700	437,700	460,400	462,600
391,700	393,500	428,800	430,700	439,400	441,400	464,200	466,400
394,500	396,300	432,400	434,300	443,100	445,100	468,000	470,200
397,300	399,100	436,000	437,900	446,800	448,800	471,800	474,000
400,100	401,900	439,600	441,500	450,500	452,500	475,600	477,800